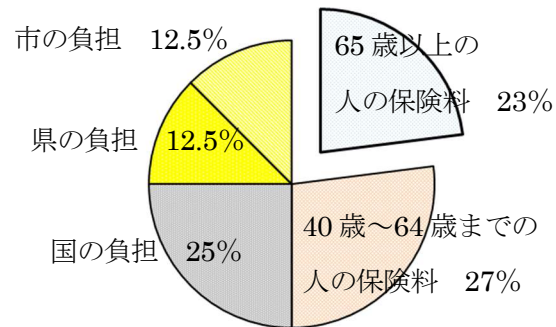


介護保険事業計画（令和３年度から令和５年度）の介護保険料について

被保険者数や介護サービス利用者、新規の介護サービス整備等を踏まえた介護給付費の推計に基づき、介護保険料を改正するもの。

(1) 介護保険の財源について



(2) 保険料の算出について

保険料算定給付費 = (標準給付費 + 地域支援事業費) × 23%

保険料基準額（第５段階） = 保険料算定給付費 ÷ 保険料予定収納率(98.9%)
÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数※

※第１段階～第１１段階の被保険者をすべて第５段階に換算した数値

(3) 保険料基準額（第５段階）の推移

区分	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
月額	2,825 円	3,550 円	4,620 円	4,620 円	5,130 円	5,727 円	5,727 円	6,494 円
対前期上昇率	—	25.7%	30.0%	0.0%	15.0%	7.8%	0.0%	13.4%

介護給付費準備基金１億５千万円を取崩す予定

(4) 第７期計画からの介護保険料の増加要因

- ① 介護給付費準備基金の活用による７期保険料据置分
- ② 介護給付費増加分（利用者増、介護報酬改定、消費税引上げ）
- ③ 介護サービス整備に伴う増加分
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響による所得段階別分布の変更分
（５％程度の被保険者の所得段階が下がるものとして試算）

(5) 所得段階別介護保険料について 別紙

所得段階別保険料について（年額）

所得段階	対象者		改正前 (平成30年度～令和2年度)		改正後 (令和3年度～令和5年度)	
			調整率	保険料	調整率	保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者かつ市民税世帯非課税者	H30	※0.40	※27,500	0.30	23,400
		R1	0.35	24,000		
		R2	0.30	20,600		
第2段階	市民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	H30	0.65	44,700	0.50	39,000
		R1	0.575	39,500		
		R2	0.50	34,400		
第3段階	市民税世帯非課税で、前年の合計所得と課税年金収入額の合計が120万円を超える	H30	0.70	48,100	0.65	50,600
		R1	0.675	46,400		
		R2	0.65	44,700		
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下		0.90	61,900	0.90	70,100
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円を超える		1.00	68,700	1.00	77,900
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満		1.15	79,000	1.15	89,600
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満		1.25	85,900	1.25	97,400
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満		1.50	103,100	1.50	116,900
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満		1.75	120,300	1.75	136,300
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満		1.80	123,700	1.80	140,200
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上		1.85	127,100	1.85	144,100

※ 消費税10%の引上げにあわせて実施している公費による低所得者の保険料軽減（第1段階～第3段階）について、第7期から引き続き、第8期においても実施。

※ なお、第1段階は、消費税8%の引上げにあわせ、平成27年度から基準額に対する調整率を0.45から0.4とし、保険料を30,900円から27,500円に軽減している。